

飯田町燈籠山祭り保存会

新型コロナウイルス感染予防対策

ガイドライン

1.このガイドラインの目的

このガイドラインは、珠洲市指定無形民俗文化財「飯田燈籠山祭り」について、石川県・珠洲市の新型コロナウイルス感染症対策を参考に、曳山の組立等の準備作業（以下「準備作業」という）並びに運行及び関連行事（以下「運行等」という）における新型コロナウイルス感染症予防対策（以下「予防対策」という）について整理したものである。

このガイドラインは、今後も感染症の動向や専門家の知見、対処方法の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2.感染防止のための基本的な考え方

飯田町燈籠山祭り祭礼委員会（以下「祭礼委員会」という）は、燈籠山・曳山の準備作業及び運行等において「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため最大限の対策を講じ、関係するすべての者の感染を防止するよう努める。

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、関係するすべての者が、感染防止行動の徹底について正しい知識を持って取り組むことが必要である。

このため、祭礼委員会はこのガイドラインの徹底を関係するすべての者に周知するよう努める。

3.講じるべき具体的な対策

1) 感染予防対策の体制

- ・祭礼委員会は、予防対策等に取り組むため、飯田町燈籠山祭り新型コロナウイルス感染防止対策本部（以下「対策本部」という）を設置する。
- ・祭礼委員会は、予防対策等に関して、必要に応じて対策本部に諮問し、対策本部から出された回答等を参考に、予防対策等の方針及び具体策を決定・変更する。
- ・祭礼委員会及び対策本部は、予防対策等に取り組むに当たって、各種法令（感染症関係・労働安全衛生関係）を遵守するほか、地方自治体、関係団体、医師等の専門家等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を日頃から収集する。
- ・祭礼委員会はこのガイドラインの徹底等を関係するすべての者に広範且つ迅速に周知する。

2) 準備作業

(1) 準備作業の実施可否に係る判断基準（準備作業を行う期間は、次の通りとする。）

町名	期 間
燈籠山	R4 (2022) 6 月 5 日 ~ R4 (2022) 7 月 22 日
南濱町	R4 (2022) 6 月 5 日 ~ R4 (2022) 7 月 22 日
南町	R4 (2022) 6 月 5 日 ~ R4 (2022) 7 月 22 日
鍛冶町	R4 (2022) 6 月 5 日 ~ R4 (2022) 7 月 22 日
西大町	R4 (2022) 6 月 5 日 ~ R4 (2022) 7 月 22 日
吾妻町	R4 (2022) 6 月 5 日 ~ R4 (2022) 7 月 22 日
栄町	R4 (2022) 5 月 22 日 ~ R4 (2022) 7 月 22 日
港町	R4 (2022) 6 月 5 日 ~ R4 (2022) 7 月 22 日
今町	R4 (2022) 6 月 5 日 ~ R4 (2022) 7 月 22 日

- ・部会並びに各町内は、石川県の感染状況その他の事情も勘案しながら、上記期間中における具体的な作業日程を及び内容を決定する。

- ・該当作業日における石川県の感染状況等に関するモニタリング指標から、実際に組立等の準備作業を行うかどうかの判断をする。具体的な判断基準は次の通りとする。

指 標	判 断
レベル4 (感染拡大緊急事態)	組立等の準備作業を行わない
レベル3 (感染まん延特別警報)	組立等の準備作業を行う
レベル2 (感染拡大警報)	
(感染拡大注意報)	
レベル1 (感染要注意)	
レベル0 (感染要注意)	

- ・令和4(2022)年6月1日(水)時点の石川県の感染状況等に関するモニタリング指標でレベル3以下であった場合は、前項の規定を適用せず、その後のレベル変化にかかわらず、曳山の完成まで作業を継続することとする。
- ・祭礼委員会は、準備作業の責任者(以下「責任者」という)を各町に1人以上設ける。責任者は、作業日程及び内容の計画を事前に作成する。

(2) 作業員に対する健康確保対策等

作業員に対する健康確保のため、次の①～③に掲げる対策を徹底する。

① 一般的事項

- ・作業員に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『『新しい生活様式』の実践例』『新型コロナウイルス職場における「4つ」の対策ポイント』『感染者リスクが高まる「5つの場面」』『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法』を周知する等の取組みを行う。
- ・作業員に対し、自宅出発前に検温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調が思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族に感染者が発生した場合等は、作業に来ないことを徹底する。また、作業中に体調が悪くなった作業員は、直ちに帰宅させ自宅待機とする。
- ・発熱等の症状により自宅で療養することとなった作業員は毎日、健康状態を確認する。症状がなくなり作業に来るかどうかの判断を行う際には、学会の指針(日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」)等を参考にする。症状に改善が見られない場合は、珠洲市総合病院へ相談する。
- ・過去7日以内に緊急事態措置実施区域及びまん延防止等重点措置実施区域への往来を行った作業員は、事前に責任者に申し出て、作業参加の可否判断を仰ぐ。

② ワクチン接種またはPCR等検査

- ・作業員に対して、ワクチン接種(2回目まで。接種可能な者に対しては、追加接種(3回目)を含む)を原則とする。ただし、健康上の理由(基礎疾患・副反応の懸念など)その他特別な理由(以下「正当な理由」という)によりワクチン接種を受けられない者を除く。
- ・作業員となる者に、ワクチン接種歴またはPCR等検査による陰性の検査結果の確認を行う。確認の具体的な方法等は、国が定めるものに準拠する。
- ・ワクチン接種歴の確認は、全作業員に対して、各々の作業初日に1回行う。

- ・PCR等検査による陰性の検査結果の確認は、全作業員に対して、すべての作業日ごとに行うことを基本とする。PCR等検査の具体的な実施方法等については、石川県内の感染状況、当該作業員の行動履歴その他の事情も勘案しながら、各町がそれぞれ定める。

③ その他

- ・厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA。以下「COCOA」という）の利用を全作業員に義務付ける。COCOAのインストール確認は、全作業員に対して、各々の作業初日に1回行う。

(3) 作業現場における具体的対策

作業現場、特に各種打合せ・休憩など、現場で多人数が集まると想定される場面や密室・密閉空間における作業等においては、手洗いなどの基本的な感染予防策に加え、次の①～⑤に掲げるところにより「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底する。

① 作業現場（曳山倉庫・集会場・社務所・組立現場）

- ・責任者は、作業の開始前に作業の安全及び感染予防について毎回確認を行う。
- ・作業員は、作業現場到着時の検温結果及び体調を健康チェックシート（別紙1）に各自で記録する。
- ・消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒を実施する。
- ・作業現場でのマスクや飛沫防止ゴーグル等の着用や手洗いを励行する。軍手は各自の所有物を使用し、貸し借りを行わない。
- ・屋内（曳山格納庫・集会所・社務所など）で作業を行う場合、ほかの作業員とできる限り2メートル（難しい場合は1メートル）を目安に一定の距離を保つ。また、常時ドアや窓を開放し、換気を行う。
- ・作業工程の中で、閉鎖もしくは狭い空間に複数人が集まるものは、マスクや飛沫防止ゴーグル等の着用はもとより、作業エリアごとに区画を設定し、人数制限を設け、作業エリアへの移動に時間差を設ける。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・環境省と厚生労働省が示している「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント等を踏まえつつ、気温及び湿度が高い日においては、作業現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。

② 作業現場への移動・立ち入り

- ・作業現場の状況に応じ、作業員を複数グループに分ける。また、作業員には、作業現場と自宅の直行直帰を推奨する。
- ・作業現場へ車両で移動する際には、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。
- ・不要不急な部外者の立ち入りは認めない。
- ・外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、作業員に準じた感染予防対策を求める。部外関係者には、あらかじめ感染予防対策の内容を説明する等により、理解を促す。
- ・作業時間外に部外者が曳山（燈籠山含む）に近づかない対策を講じる。

③ 休憩

- ・休憩場所において共有する物品（テーブル・椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・休憩場所への入退室前後の手洗いを徹底する。

- ・休憩場所は屋内禁煙とし、喫煙は屋外の指定場所で行う。喫煙時においても、できる限り2メートル（難しい場合は1メートル）を目安に距離を確保するよう努める。
一定数以上が同時に喫煙スペースに入らない、休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・休憩場所は、常時換気（常に窓を開放し、換気扇を回す）を行う。
- ・休憩場所で飲食する場合は、会話を控え、全員が同じ方向を向くよう（対面で座らないよう）机を配置する。また、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。

3) 運行等

(1) 運行等の実施可否に係る判断基準

- ・このガイドラインが対象とする運行等及びその期間は、次の通りとする。

町名	運行時の内容	
	宵山	運行
燈籠山		R4 (2022) 7月 20 日
各町内曳山	R4 (2022) 7月 19 日	R4 (2022) 7月 20 日 ~ 7月 21 日

- ・祭礼委員会は、対象の期間における石川県の感染状況等に関するモニタリング指標から、実際に運行等を行うかどうかの判断をする。具体的な判断基準は次の内容を基本とする。

指標	判断
レベル4 (感染拡大緊急事態)	運行中止
レベル3 (感染まん延特別警報)	状況を見て判断
レベル2 (感染拡大警報)	通常運行
(感染拡大注意報)	
レベル1 (感染要注意)	
レベル0 (感染要注意)	

- ・祭礼委員会は、対象の期間における石川県内の実際の感染状況その他の事情も勘案しながら、具体的な運行等の内容を決定する。
- ・祭礼委員会は、令和4(2022)年6月末を目途に上記の内容を決定する。保存会は、祭礼委員会の決定内容を即時公表する。

(2) 対象者の区分及び対象者ごとの予防対策

このガイドラインでは、運行等における予防対策の対象者を「関係者」「曳手」「観客」と区分し、それぞれ以下に掲げる予防対策を講じる。

区分	左記の説明
関係者	法被等を着用し、曳山の運行に携わる者とする。 (踊り子・祇園ばやしを担当する子供を含む)
曳手	曳山の綱につく者のうち、関係者を除く者とする。
観客	運行時の現場にいる者のうち、関係者及び曳手を除くすべての者とする。

① 関係者

- ・関係者の健康確保対策等について、前記3. 2) (2) の定めに従う。

② 曳手

- ・令和4(2022)年度の曳山の運行等がコロナ禍で行われる状況も踏まえ、曳手は各町の住民等に限定することとし、一般の方の曳手の参加は認めないこととする。
- ・各町の住民等が曳手として参加する場合は、事前登録を行い、ワクチン接種(2回以上)またはPCR等検査による陰性の検査結果の確認等を完了しなければならない。

- ・事前登録、ワクチン接種（2回以上）またはPCR等検査及び曳手の管理方法等の詳細は、各町の実情に応じて定め、その内容は回覧版等を用いて周知する。

③ 観 客

- ・令和4（2022）年度の曳山の運行等がコロナ禍で行われる状況も踏まえ、沿道での観覧自粛を様々な媒体を用いて事前に呼びかける。また、運行当日のライブ配信等、観覧自粛の代替策について、委員会の予算の範囲内で最大限検討する。
- ・やむを得ず運行当日に沿道に集まった観客に対しては、運行経路への立ち止まり禁止や声出しの禁止、三密の回避等を事前周知するほか、運行当日には関係者による監視及び注意喚起を行う。

(3) 運行時の現場における具体的対策

前記3. 2) (3) の定めに準じるほか、次に掲げる対策を徹底する。

- ・運行等の現場でのマスクや軍手等の着用を励行する。
木遣りや笛等の場面（以下「特定場面」という）におけるマスクや軍手の脱着は、各町の実情に応じて必要最小限にとどめる工夫をする。
- ・人と人との間隔は十分な距離（＝人と人とが触れ合わない程度の間隔）の確保に努める。
各町の実情に応じて、特定の場面における例外を認めるが、必要最小限にとどめる工夫をする。
- ・運行中のアルコール類の提供及び摂取を禁止する。
- ・運行中の喫煙を禁止する。喫煙する場合は、曳山から離れた場所で行うこととし、携帯灰皿を利用するなど、ポイ捨ては絶対に行わない。
- ・運行の合間の休憩は、各町の実情に応じて極力簡素化を図る。
（回数を減らす・1人分ずつ個包装された飲食物を提供するなど）
- ・曳手について、軍手の着用を必須とする。また関係者による監視及び注意喚起を行う。
- ・曳手の密集回避のため、綱に間隔をとるための目印（テープ等）を付ける。感染対策を徹底した曳手が参加すること、運行当日の曳手の参加人数などの状況も勘案し、適切な間隔を各町が設定し、曳手にその場で伝える。
- ・子供の曳山（屋台）へ上がるのは、太鼓・鐘・笛の担当を除いて基本認めない。
但し、マスクをしている子供はそれに準じない。
- ・曳山の屋台入口に消毒液を設置する。

4) 準備作業における作業員、運行等における関係者及び曳手の感染が確認された場合の対応

- ・速やかに関係各所へ報告するため、連絡体制図（別紙）を設ける。
保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ・該当町は、保健所等の聞き取り調査等に必ず協力する。感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、同じ場所にいたと思われる者に連絡し、今後の対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データ（別紙1）の取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適切に取り扱う。
- ・感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。